様式第9号（第22条関係）

　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長　　　　　　　　　印

出雲市老老介護生活支援サービス事業者指定（却下）通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった出雲市老老介護生活支援サービス事業者の指定について、下記のとおり指定（却下）しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定  番号 | 第　　号 | | 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 指定事業者 | フ　リ　ガ　ナ | |  | |
| 名称 | |  | |
| 主たる事務所の所在地 | | (郵便番号　　　‐　　　　) | |
| 法人等の種別 | |  | |
| 代表者職・氏名 | |  | |
| 指定事項 | サービス種類 | | １　家事に関する支援サービス  ２　家屋の修繕等に関する支援サービス  ３　通院介助等に関する支援サービス | |
| サービス提供エリア | |  | |
| 指定期間 | | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日 | |
| 却下の理由 | |  | | |
| 〔教示〕  １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | |